令

和

七

年

十 一

月二十

日

か

ら施

行

ごする。

令

和

七

年

月

日

源

 \mathcal{O}

口

収

を行

う再次

資

源

化

 \mathcal{O}

実

施

が

見

込ま

れ

るも

のとし

て

、環境大

臣

が

定

め

る

廃

棄

物

を

次

0

ように

定

め、

号)

第三十二条

 \bigcirc

環境大臣

が定

8

る廃

棄物

は、

次

 \mathcal{O}

کے

お

りとする。

廃太陽

電

池

(太陽)

電

池

又

は

そ

 \mathcal{O}

附

属

品品

が

廃

棄

物

とな

0

たもの

をいう。

廃リチウ

7

蓄

電

池

等

(リチウ

A

蓄

電

池若

L

Š

は

リチ

ゥ

Ĺ

蓄

電

池

を使

用

L

て

7

る製品

が

廃

棄物とな

資

源

循

環

 \mathcal{O}

促

進

 \mathcal{O}

た

 \otimes

 \mathcal{O}

再

資

源

化

事

業

等

 \mathcal{O}

高

度

化

に

関

す

る

法律

施

行規

則

(令和七

年環境省

1令第

実

施

が

見

込

ま

れ

る

Ł

 \mathcal{O}

とし

て

環

境

大

臣

が

定

 \Diamond

る

廃

棄

物

特

に

高

度

な

技

術

を

用

7

た

有用

な

t

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

分離

及

CK

再

生

部

品

又

は

再

生

資

源

 \mathcal{O}

口

収

を行

う再

資

源

化

 \mathcal{O}

環境·

大臣

 \bigcirc

参考資料3

環境省告

資

号)

第三十二

条

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き、

特

に

高

度

な

技

術

を

用

1

た

有

用

な

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

分離

及

U

再

生

部

品

又

は

再

生資

源

循

環

 \mathcal{O}

促

進

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

再

資

源

化

事

業

等

 \mathcal{O}

高

度

化

に

関

す

る

法

律

施

行

規

則

(令

和

七

年

環

境

省

令第

号

示第

ったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。

 \equiv 廃 二 ツ ケ ル 水 素蓄電 池等 (ニッ) ケ ル 水 素 蓄電 池若 しくはニッケル 水 素蓄電 池 を使用 してい る製品

が 廃 棄 物 کے な 0 たも \mathcal{O} 又は これ らを処分するた め に処 理 L た ŧ \mathcal{O} をいう。

附則

0 告示に定める廃棄物につい 、ては、 国内におけるその発生量 の増加又は増加の見込みに関する状

況、 通常 \mathcal{O} その 再 資 源 化 の実施 の エ 程 に用 **,** \ 5 ħ る技術と比 して 再生部1 品 又は 再生資 源 \mathcal{O} 効 率 的 な 口

収ができると認められる技術 \mathcal{O} 活用の状況、 社会の要請等を勘案して、 必要に応じ見直 しを行うも \mathcal{O}

とする。